

奈良工業高等専門学校地域創生研究センター運営委員会規程

平成27年11月12日制定

(設置)

第1条 奈良工業高等専門学校に、地域創生研究センター規程(以下「センター規程」という。)

第7条に基づき、地域創生研究センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 委員会は、地域創生研究センター(以下「センター」という。)の管理・運営に必要な事項について審議することを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 センターの業務計画及び管理運営に関すること
- 二 センターの総括及び連絡調整に関すること
- 三 地域共創研究クラスターに関すること
- 四 奈良県及び奈良県下企業等との地域創生に係る協働事業に関すること
- 五 その他目的達成に必要な事項に関すること

(組織)

第4条 委員会はセンター規程第4条の組織をもって充てる。

(委員長)

第5条 委員長は、センター長をもって充て、委員会を招集してその議長となる。

2 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

(事務)

第6条 委員会の事務は、総務課で行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成27年11月12日から施行する。